

第29回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年2月6日（月）午後1時15分～午後3時

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

秋山敬（委員長）、岩渕敬、金澤秀樹、倉持俊宏、熊川恵子、小針藤助、穴戸宏行、鈴木二三子、円谷泰之、早川正也、福島哲仁（五十音順、敬称略）

2 説明者

宮田刑事部総括判事、中脇民事首席書記官、富田刑事首席書記官、新岡事務局長、細井事務局次長

3 係員

阿部総務課長、山口総務課広報係長

第4 開会等

委員長挨拶、新任委員の紹介

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

- 昨今ますます労働者の権利意識が向上し、また、過重労働における過労死や過労自殺に見える企業の責任、若者使い捨てと揶揄されるいわゆる「ブラック企業」など、労使の問題がクローズアップされる中で、労使紛争は増加の一途をたどっている。表に現れる労使紛争は氷山の一角であろうと思われる。行政型のADRとしては、労働局の個別労働紛争解決制度が、労使紛争における一番の窓口となっている。福島県の労働局が発表した資料によると、平成27年

度の相談件数は1万7175件，そのうちあっせん受理件数は49件となっている。相談内容については，一昔前は解雇や退職などが多かったが，ここ数年は，いじめや嫌がらせについての相談が増加している。労使紛争は深刻化しており，命に関わるトラブルに発展することもある。相談件数が増加しているのにも関わらず，あっせんまで至るものは非常に少なく，また，あっせんにおいても解決率は29.4%と決して高くない。民間型ADRには，弁護士会，司法書士会，社会保険労務士会などがあるが，社会保険労務士会の労働紛争解決センターのあっせん申立件数を見てみると，平成28年度は平成27年度より少ない件数で推移しており，解決できない事案はどこに流れていくのか，非常に危惧しているところである。

裁判所における労働事件の解決方法として，労働審判の果たす役割について考えたい。訴訟と異なり，和解を前提にしたスピーディーな手続として，もっと利用されても良いのではないか。調停についてはある程度浸透しているように思われるが，労働審判についての認識度は低いように思う。労働審判はどの程度利用されているのか，また，裁判所としての広報はどのように行っているのか伺いたい。

- 労働審判制度は，短期間に事案の実情に即した柔軟な解決を行うために設けられたもので，解雇や，給料・退職金の支払といった，事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争を対象としている。利用上の留意点としては，この制度は訴訟手続と同様に権利関係を明らかにする手続であるため，事前に証拠等を準備し，主張を的確に行う必要がある点である。リーフレットにも記載されているとおり，法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいと考えられる。

全国の裁判所の1年間の新受件数については，平成24年までは増加し，平成25年，平成26年と減少したが，平成27年は約3600件前後に持ち直している。なお，全国の労働関係訴訟事件の件数は，平成21年以後，新受件

数は約3300件程度の高水準で推移していると言われており、かつ、平均審理期間も14か月程度と長期化傾向にあると言われてしている。そのため、労働審判事件は、労働関係訴訟事件よりも若干多く利用されるようになってきているのが全国的な傾向である。

福島地裁の新受件数については、平成24年から毎年増加し、平成27年は22件であった。昨年は19件であったが、1件で3人が申し立てた事件があり実質的には一昨年の22件と同数と見てよいと思われる。福島地裁管内の労働関係訴訟事件も毎年20件台で推移しており、全国傾向と比較して変わらないものと思われる。

終局事由については、全地方裁判所、福島地裁いずれも「調停成立」で終局したものが約70%と最も多くなっている。全国の動向では、次に多いのは「労働審判」と「取下げ」で約10%であるが、福島地裁の動向では、年によって「取下げ」であったり「労働審判」であったりと区々である。おそらく期日外で紛争解決に向けた話ができた場合も取下げで処理されているのではないかと考えられる。

審理期間については、全国の動向では平均審理日数は76.1日となっており、期日の実施回数は、2回が最も多く、次に1回、3回の順となっている。

福島地裁では、平均審理日数は99.2日となっており、期日実施回数は、2回が最も多いのは全国と同様であるが、次が3回、1回の順となっている。

代理人弁護士の選任状況については、全国も福島も双方に代理人が選任されている事件が圧倒的に多い。

広報については、裁判所において日常的に手続案内の機会にリーフレットを配布しているほか、毎年、県内の労働基準監督署9庁、福島労働局、福島県労働委員会、弁護士会、法テラス、福島県商工労働部、福島市商工観光部、福島県警などにも配布を行っている。また、裁判所のウェブサイトにも、労働審判手続について、リーフレットと同様の解説がされており、さらに、「裁判所に

おける個別労働紛争解決手続について」というページに進むと、民事訴訟手続や労働審判制度以外の手続が紹介されている。労働審判と異なり、自分1人で手続を進めることができる手続として、60万円以下の金銭の支払いで単純な事案であれば原則1回の審理で判決がされる少額訴訟手続や、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会のあっせんにより簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る民事調停手続が紹介されている。

- それぞれのお立場において、現代社会における労使紛争問題をどう捉えているか、また、裁判所の労働審判手続について御存知かどうかを伺いたい。
- 福島県労働委員会でも、労働相談を受けている。正確な分析を行ったわけではないが、いじめなど人間関係に関する相談が増えているように思う。パートや派遣など非正規雇用が増え、雇用関係が複雑化したことにより、コミュニケーションがうまく取れず、職場内に課題があっても上手く解決できないということが背景にあると思う。例えば、パート社員が責任者に相談を持ち掛けても、相談に乗ってくれることなく、すぐ辞めたらどうかと言われていたりすることもあるようだ。労働委員会もあっせんを行っており、相談の中であっせん制度を紹介しても、そこまではしたくないという人が多い。相談したことによって気持ちを整え、次の仕事を探すという人が多いという印象を持っている。裁判所の労働審判手続については、先日、当委員会の委員研修に、簡易裁判所の判事に講師として来てもらい、説明を受けてよく分かった部分もある。もっと広報が必要だと感じている。行政、民間の機関に制度を周知し、各機関のそれぞれの制度の特徴などを相互に紹介し合い、有機的に協力して周知していくのが良いのではないか。
- 刑事事件で労使問題と言うと、労働基準監督署における相談から始まるものがほとんどである。労災に遭って休業したにも関わらずその分の補償がされないなどという環境法令違反のケースが多い。全国的にあるいは福島において、

件数的にどのような傾向にあるのかは、資料がないので分からないが、特に増加しているという印象は持っていない。もっとも、刑事事件として扱うのは労働基準監督官の指導に従わないなど特に悪質なケースであり、そこまでは行かないが、事業所の中でトラブルになっているというケースはあるのだと思う。

- 民間型のADRとして司法書士会も挙げていただいたが、残念ながら福島県司法書士会の調停センターは利用件数が少なく、個別労使紛争については近年の取扱いはない。司法書士が労使問題に対応するという認知度が低いのだと思う。これから取り組んでいきたい。裁判所に要望であるが、「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」というリーフレットに、簡易裁判所の手続も載っているのですが、弁護士だけでなく、司法書士の文言も入れていただけると相談窓口の間口が広がるのではないかと思います。
- 私の所属する団体では、最初の職場を定年退職後、第二の職場として、パートや臨時雇用に就かれている方が多い。近年、結婚年齢が上がったことから、60歳で定年を迎えても、子どもがまだ就学中であるという理由で第二の職に就かざるを得ないという人が多いように思う。最初の職場でキャリアを積んだ方は特に、臨時だからということで我慢して勤めている人が多く、そういう中でいじめが起りやすくなるのではないかと思います。先ほど紹介された労働局のデータで、解決率が低いのに驚いた。もう少し解決率が上がれば、楽な気持ちで働ける人が増えるのではないかと。
- 労働相談の中身について、いじめや嫌がらせというのは、パワハラやセクハラだけでなく、労働者同士も含まれるのではないかと印象を受けたが、そうだとすると、必ずしも労使紛争ではないものも含まれているのではないかと。現在、子どものいじめも社会的に問題になっているが、そういった背景が大人になっても続いているということではないかと。労働局、労働基準監督署、労働審判や訴訟について、役割分担があるのか、また、順番があるのかを教えてください。

- こういった労働相談というのは、氷山の一角だろうと思う。解決した後、労使間でしこりが残らないのか疑問に思った。ADRや労働審判で解決した後のフォローアップはあるのか。
- 広報の観点から申し上げたい。私の感覚では、労働審判制度はほとんど知られていない。労働局や労働基準監督署の方が身近な印象を受ける。民間や行政の制度の中に埋もれてしまっているように見える。労働審判制度は司法制度改革の一環として創設されたとのことだが、福島の裁判所では現在の申立件数をどう見ているのか、今後労働審判制度をどうしていきたいと考えているのか伺いたい。その点が明確になっていないと議論ができない。
- 労働審判制度は、比較的簡単に解決に導くために行われている手続である。比較的というのがポイントであり、証拠によって最終的な審判をするという構造は訴訟と変わらない。それを3回の期日で解決するということになっているため、裁判所も、申立人も相手方も、それぞれにおいて相当な準備が必要である。証拠がなければ、上手く解決することができない場合もある。比較的簡単にとは言っても、本人が簡単に申立てをして手続を進められるというわけではなく、リーフレットにもあるとおり、弁護士等の専門家に相談して行った方が良い。労働審判の特徴としては、労働審判員が裁判官と一緒に審理に当たる。労働者側、使用者側から1人ずつ選任しており、労働問題の専門家として力を発揮している。審理の結果を踏まえて調停案を打ち合わせ、調停案をあっせんする。調停が成立しなかった場合、労働審判を出すことになるが、これに対して異議申立てがあると、訴訟に移行する。そのため、労働審判は訴訟の一步手前の手続という位置付けである。訴訟をしてもいいが、なるべく話し合いでの解決を目指して、代理人となる弁護士が労働審判を選択しているのが実情だろうと思われる。裁判所としては、労働審判事件を単純に増やしたいということではなく、適切な事件が労働審判に導かれるようにしていただければと思っている。その上で、短期間で、実情に即した解決ができるように工夫していきたい。

- 弁護士会のADRについては、直接の担当ではないので把握していない。
私自身は、労働者側でも使用者側でも労働審判に関わったことがあり、解決したものも、取下げで終わったものもある。労働審判制度がある前提で相談は受けているが、事案によって労働審判になじまないものもある。弁護士としては、相談を受けたとき、労働審判になじむ事件かどうかということが一番に考えているが、相談者がどの程度労働審判手続を意識しているのかは分からない。
- 労働審判手続では、全国でも福島地裁でもおよそ7割が調停成立で終局している。成立後のフォローアップについて御指摘があったが、労働審判における調停は、解雇無効が争われていても、職場復帰するのは難しいとの認識を双方が持っている場合、解決金としていくらかを支払うという内容で解決することが多い。もちろん、当事者に職場復帰について意向を確認するが、復帰が難しい場合は、退職を前提に調停案を考える。このように、労働審判に来たものは、かなりの割合で解決できているが、それ以前の、生の社会的紛争としての労働関係の紛争には解決が難しいものもあるのだと思われる。

2 裁判員裁判について

- 裁判員裁判については、平成28年2月にもこの地裁委員会でテーマにしており、「国民が裁判員裁判に参加しやすくするためにどのような点を改善していけば良いか、裁判所に期待することとして、何か考えられることはないか」という視点から意見交換していただいた。本日は、より具体的な議論ができるよう、データはもちろんデータ以外の、裁判員、補充裁判員と直に接する中で感じたことを紹介するとともに、前回以降の裁判所における取組状況を紹介したい。

まず、裁判員候補者の選任手続期日への出席率から見ると、全国的にも福島、郡山においても、施行当初から長期的に低下傾向にある。実際、数字を採っているわけではないが、事前質問票を返送せず、期日に出席しない候補者は増えているように感じる。他方、選任された裁判員、補充裁判員と話をしていると、

裁判員を是非やりたいと思っていたという人も一定数いる。また、選任期日当日に辞退を申し出る候補者には、裁判員をやりたいと思っていたが辞退せずに事前質問票を出したが、その後の状況が変わり、残念ながら辞退を申し出ますという人もいる。もちろん、施行当初もやってみたいと思っていたという候補者・裁判員はいたが、現在は、裁判員の具体的な仕事を知った上で、それにやりがいを感じてそう言っているように思うし、やってみたいと言う人の数が着実に増えてきているように感じる。このように、裁判員裁判が着実に県民に定着していることが示されている一方で、事前質問票の返送さえしないという全く関心を示さない層も増えており、いわば二極化してきているように感じる。そこで、まずは関心を示さない層に対して有効なアプローチはないか、という点について御意見を伺えればと思う。

辞退率については、全国、福島、郡山とも施行当初と比べて増加しており、現在、福島、郡山の辞退率はほぼ全国と同様である。

次に、平成27年の辞退事由の割合を見てみたい。

70歳以上や学生等を理由とするいわゆる定型的辞退事由を理由とする辞退申出が多い。70歳以上を理由とする辞退申出については、当県は全国に比べて高齢化が進んでいる部分はあるものの、それだけが理由ではないと思う。そこで、一つは、70歳以上の候補者の、70歳以上であることを理由とする辞退申出を少なくする方策を考えるべきではないかと考える。高齢者の定義を変えるべきではないかとの議論も出てきているように聞いている。80歳代の方が裁判員に選任されたことがあり、人生のプロとも言うべき方に、有益な視点の意見を言っていた。70歳以上の方でもまだまだ人のために何かをしたいという方はいるように思う。是非、多くの方に参加いただけるように工夫していきたい。

また、辞退事由のうち「その他精神上又は経済上の不利益」が多くなっている。事前質問票で、同様の理由で辞退を申し出ている方の具体的な記載内容を

見ると、裁判員の職務をすることによる精神的な負担に対する危惧を述べている人が一定数いる。これは、郡山で行われた裁判員裁判の証拠調べで精神的なショックを受け、その裁判員が訴訟を提起したことが影響しているように思う。この点、現在、裁判所では、法廷でどのような証拠を取り調べるのかを、事前に検察官、弁護士と検討する機会に、裁判員がショックを受ける可能性がある証拠、例えば遺体写真等がないかを確認するとともに、もしある場合には、なぜその証拠を取り調べる必要があるのかをきちんと議論した上で、遺体写真の場合であれば、白黒写真ではその目的を達することはできないか、イラストではどうか、などを検察官、弁護士と議論し、事案に応じてどういうものを取り調べるのかを決めている。その上で、選任手続の中で、候補者に対して、遺体のイラストが取り調べられるなどとし、不安を感じる候補者については、個別にその事情を聴き、辞退の判断も柔軟に行っている。また、実際に取り調べるに当たっても、いきなりそういった証拠が出るとショックを感じる場合もあることから、当事者をお願いして、「これからこういったものが出ます。」と予告してもらっている。このように様々な配慮をしており、精神的なショックを受けることを可及的に低減しようとの取組をしている。これが十分に県民の皆さんに伝わっていないのではないかと、この危惧を持っている。もちろん、裁判員の職務は、被告人が有罪か有罪でないかを決め、有罪の場合はどのような刑を科すかを決めるという、やりがいはあるものの、精神的な負担が一定程度あることも否定できないものである。しかし、もし、裁判員裁判というだけで、恐ろしいことをやらされるという意識があるとすれば、それをどのように解消していけば良いかという点について、御意見を伺いたい。

- 平成28年2月以降、福島地裁でどのような取組をしてきたかについて御紹介する。毎年5月に憲法週間行事を行っているが、昨年は中学生・高校生向けに、裁判員裁判の模擬裁判を行った。裁判官、裁判員、検察官、弁護士及び証人の役を中高生に演じてもらい、模擬裁判の後は、全員が裁判員になっ

たつもりで、この事件について評議を行った。中高生向けの企画は、平成27年度から行っているが、中高生の皆さんの参加意欲は高い。参加者からは、「一つ一つのことを丁寧に教えてもらったので、とても分かりやすかった。」「貴重な経験ができて良かった。」などの感想をいただいた。そのほかに、裁判官が各種団体に伺って講義を行ったり、裁判所見学にいらした団体に対して講義を行ったりした。出前講義は、小中学校の教員の研修センター、ロータリークラブなどの経営者団体、高校などに裁判官が出向いた。裁判所見学にいらした際に、裁判官から講義を行ったのは、中学生、高校生、防犯協会などの団体に対してである。小学生も、三権分立を学習する6年生が学年単位で見学に来ることが多い。中高生については、講義だけではなく、憲法週間行事と同様に模擬裁判を演じてもらって評議を行った。高校生からは、「模擬裁判はシナリオに沿った進行だったものの、討論を行って結論を出すという流れだったので、楽しいとも言える緊張感を味わうことができ、とても充実した時間だった。」などの感想をいただいた。平成28年12月に高校生の団体が見学に来た際には、初めての試みを三つ行った。一つ目は、裁判員経験者の方にいらしていただいたことである。座談会形式で、予め生徒さんからいただいていた質問に裁判官が答えながら、経験者の方にも感想などをお話しいただいた。二つ目は、報道機関にお知らせをして、見学の様子を取材してもらったことである。地元紙2紙に掲載していただいた。三つ目は、福島地家裁のウェブサイトにも、見学の様子を掲載することにしたことである。今後も、掲載について御了解いただけた団体について、随時載せていきたい。また、裁判員経験者の方にもいろいろな御意見を伺う「裁判員経験者の意見交換会」も開催している。法曹三者のほか、報道関係者にも公開している。平成24年からこれまでに5回開催しているが、平成28年度は2回開催した。福島と郡山でそれぞれ行い、福島では3名の、郡山では6名の裁判員経験者に御参加いただき、様々な御意見をいただいた。参加者からは、「経営者にも

裁判員制度をより深く知ってもらうことが必要だと思う。」「最初は不安だったが、裁判が進んでいく中で最初の不安は全くなくなった。裁判員に選ばれたら、安心して務めてほしいと思う。」などの御意見をいただいた。

今後も皆様の御意見をお聴きしながら、裁判員裁判に関する広報を引き続き行っていきたい。

- 裁判員制度も8年目を迎え、大分なじんできたせいか、マスコミが取り上げることも少なくなってきたように思う。裁判所としては、裁判所からの通知に反応してくれない人や辞退を希望する人が増えていることについて問題意識を持っている。この2点について、また、最近の裁判員裁判について何かお感じになることがあれば伺いたい。
- 郡山の事件があつて、心の負担については耳にすることがある。職業柄、企業の就業規則作成に携わることがあるが、制度が導入されたころは企業も関心を持っており、休暇制度などの規定を積極的に作るなどしていた。我々に対する相談も多かったように思うが、最近は全く相談がない。従業員に裁判員の通知が来たという相談も、ここ1年はない。認識が浸透したからかとも思うが、一定程度関心が薄れたことは肌で感じている。裁判所からの通知に対して無関心な層にどうアプローチするのが良いのかはなかなか難しい。無関心な層が一定程度いるのはやむを得ないと思うが、それが増えているのは問題だろう。
- 裁判員制度施行前には、いつ自分にも通知が来るかもしれないということで、我々の団体でも随分勉強会を行ったが、最近では全く話題に上らなくなった。忘れたのか、もう十分だと思っているのかは定かではない。郡山の件をときおり報道で見かけると、大変なことなのだと感じる。
- 辞退率の推移が右肩上がりとの説明があつたが、裁判員を選出する上で支障は生じていないのか。
- 支障が生じないように運営している。ただ、100人を呼び出して、実際に

来てもらえるのは何人くらいかという読みは難しい。かと言って、多くの人を呼び出して、30人、40人の方が来るとするのは、候補者の皆さんに負担をかけることになる。

- 追加して通知を出すということはあるのか。
- それはしばしばある。
- 制度が始まってからずいぶん時間が経過し、私の会社でも、裁判員を理由とする休暇制度の利用が定着している。拒否している人がいるということが驚きである。報道で見る裁判員裁判の審理期間は当初に比べて長くなってきているが、福島県の現状はどうか。負担感があるのではないか。最近、暴力団員が裁判員に声掛けをしたという事案があったが、影響はないのか。また、福島県特有の問題であるが、避難区域に住所を持つ人に対する呼出しについては、配慮はされているのか。
- 審理評議の期間は、当庁では、事実関係に争いのない自白事件は3日程度である。争いのある事件はその争い方が千差万別なので一概には言えないが、私が関与した事件で最も長かったのは5日間である。裁判員に対する声掛けについては、そういった事態が生じないように対策を取っている。傍聴する方に、裁判員への声掛けをすることは法律で禁止されていることを注意喚起したり、裁判員の方が帰る際には職員が駐車場まで見送るなどしている。県警とも打合せを行い、裁判員に危害が生じる恐れがある場合には、速やかに連絡して対応してもらえる態勢を取っている。また、避難地域の方には呼出しをしていないが、避難指示が解除されると、順次呼出しを再開している。もちろん、再開した後も、辞退の申出があれば、十分配慮し事情に応じた判断を行っている。
- 通知を送るのは、住民票上の住所か。住所が違って返送されるものもあるのではないか。
- 住民票上の住所にお送りしている。返送されるものは一定数ある。特別送達

で送るので、呼出状が届かなかったものは分かるようになっている。また、住所を移動している人は郵便の転送手続を取っている場合が多く、郵便は届いた上で、遠隔地を理由とした辞退を申し出る方もいる。

- 病院へ行くにも、仕事がなかなか休めないという人が多い。会社が配慮したとしても、本人に休みにくいという意識があるのだとすると、裁判員候補者の相談に乗れるような態勢がないと、仕事が忙しいからという理由で断るケースが多いのではないかという印象を持った。
- 裁判員制度が始まる前は様々な議論があったが、今は一切なくなっている。実際に通知が来てから、どうするかということを考えるのではないか。裁判員裁判が日常化し、行かなくてもいいのでないかという気持ちになっているのかもしれない。
- 裁判員候補者になって選任手続期日に出席したが、数人しかいない事業所に勤務しているため、辞退したという話を聞いたことがある。裁判員制度というものがあって、呼び出されたら裁判員候補者として行かなくては行けないという意識はあるものの、どうしても仕事が抜けられないという人も一定数いるのだろうと思う。ある程度はやむを得ないのではないか。裁判所としては、できるだけ関心を持ってもらう方向で広報を続けていくしかないと思う。現在も小中学生に対する働きかけを行っているが、いずれ大人になったときに、自分たちの番が来たと思ってもらえれば良いと思う。民事部としても、小中学生の説明会などに今後とも協力していきたい。
- 私の周囲で、裁判員に関する話を聞いたことはあまりない。裁判員の負担を軽減するような取組を引き続き行っていただきたい。遺体写真などを見てどう感じるかというのは、人それぞれであろうと思っている。カラーではなく白黒、写真ではなくてイラストなどという配慮をしているとのことだが、裁判員側からも、イラストでお願いしたいなどと意見が言える場があったら良いのではないかと思った。

- 出席率の推移を見て、年々下がってきているのに少し驚いた。制度施行前から裁判所も検察庁も積極的に広報を行い、制度スタート当初は出席率も良かったため、定着するだろうと安心してしまったのか、少し広報が疎かになっていたのではないかと懸念している。証拠については、時間をかけずに分かりやすく証拠を見てもらい、事実認定あるいは量刑上の判断資料としてもらうために、検察官としては、捜査で山ほど積み上がった証拠の中から、これとこれとこれを見てもらえればこの点は一遍に分かる、という証拠を作って提出するようにしている。証拠をどう出すのかは、裁判所主宰のもと、弁護士とも協議しているが、公判前整理手続は一般にお知らせしていないので、そうした努力が見えてこないところはあると感じている。裁判員経験者の意見交換会などの機会に、もっと広く報道していただくと、裁判員裁判は難しくない、怖くないということが、より分かってもらえるのではないかと思う。検察庁としても、中高生に対する出前教室を積極的に行い、検察官がどういう仕事をしているのかを伝えている。また、学校の先生に対する研修に検察官の出前講義を設けてもらえないか検討している。裁判員制度は自分には関係ないかもと感じている方々に対して、制度を運用していくために社会として支えていく必要があることを上手くアピールしていけたら良いと思う。検察官としても、証拠の提示の仕方は慎重に検討しており、今後は郡山のようなケースは起こりにくいと考えている。裁判所と協議して審理を進めるようにしているということも、上手く皆さんにお知らせする機会を作っていきたいと考えている。
- 司法書士は裁判員から除外されているため、話題に上ることがなく、今まであまり意識してこなかった。司法書士会として、高校生のための法律教室や親子法律教室を開催しているが、今お話を聞いていて、裁判員制度についても、裁判に関わることもあるということで、話の中に取り入れても良いと感じた。

第6 次回（第30回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成29年7月3日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

- (1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- (2) 裁判所の施設について

以上